

# 第5章 都市魅力の創造 ～都市の魅力を高めます～

## 5-1. 都市環境に関する方針

### 1 現状

#### (1) 地球温暖化対策

◆地球温暖化問題について、日本全体の温室効果ガスの排出量は、2005(平成17)年度には1990(平成2)年度比で7.7%も増加しており、京都議定書目標(2008年～2012年に6%削減)の達成は非常に厳しい状況です。

◆大阪府域では、条例に基づく事業者指導等により温室効果ガスの削減が図られ、府域の2007(平成19)年度の排出量は1990(平成2)年度比で5.9%減少しており、2010年度に1990年度比9%削減という大阪府の目標を目指して更なる削減を促進しているところです。しかし、産業部門は削減しているにもかかわらず、産業全体に占める第三次産業の比率の増加や世帯数の増加等により、業務部門や家庭部門で増加しており、これらの部門における対策が必要です。

◆2012年度以降の新たな削減目標については、政府は公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提に1990年度比25%削減を表明しており、府は政府の取組と連動して、府域で25%削減を目指すこととしています。

#### (2) ヒートアイランド対策

◆大阪における熱帯夜数は、1980年代は26.5日でしたが、2000年代には43.7日と約1.6倍に増加しており、人工排熱や人工構造物への蓄熱を減少させるなど、ヒートアイランド現象を緩和する視点も不可欠です。

#### (3) 公害への対応

◆大気汚染及び水質汚濁について、全般的には改善が進んだものの、光化学オキシダントや大阪湾の水質(COD)など未だに環境基準の達成が困難な項目があります。

◆騒音・振動に係る苦情は、例年、公害苦情件数の多くを占めており、工場・事業場、建設作業、自動車、鉄軌道、航空機等発生源は多種多様です。

◆土壌汚染対策については、土地の利用履歴調査の標準化、自主的な土壌調査や対策への対応及び改正された土壌汚染対策法との整合を図ることなどを目的に、平成22年4月に大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正を行いました。

#### (4) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

◆府域から排出される産業廃棄物は、昭和62年度以降、減少を続けており、平成17年度には1,728万トンとなりました。再生利用率も向上を続けており、平成17年度は再生利用量545万トン(再生利用率32%)です。

◆ごみの排出量は、減少傾向にあり、平成19年度の1人1日当たりの排出量は、1.25kgです。一般廃棄物のリサイクル率は、わずかに増加傾向にありますが、全国と比較すると依然と低い状況にあります。

### 2 現状を踏まえた課題

#### (1) 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策

◆将来ビジョン・大阪に掲げている「世界に誇る環境先進都市」を目指すためには、低炭素社会の実現を始めとして、環境共生型の社会を目指す必要があります。このために、エネルギーの利用効率を高めた環境負荷の小さい都市構造の実現や、物流ネットワークの効率化が必要です。

◆低炭素社会の実現やヒートアイランド現象の緩和のためには、レジ袋を受け取らない行為に見られるような個人レベルで対応可能なものから、大阪府全体として広域的な観点から対応するものまで、様々な対応が必要です。

#### (2) 公害への対応

◆大気汚染及び水質汚濁について、今後も環境基準の達成・維持に向けての対応が必要です。

◆騒音・振動問題では、発生源対策のみならず、工場・事業場等の発生源と住居が近接しないよう土地利用の適正化を図ることも重要です。

◆土壌汚染の早期発見及び適正かつ速やかな対策が必要です。

#### (3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

◆持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、廃棄物の適正な処理・リサイクルを促すことが必要です。

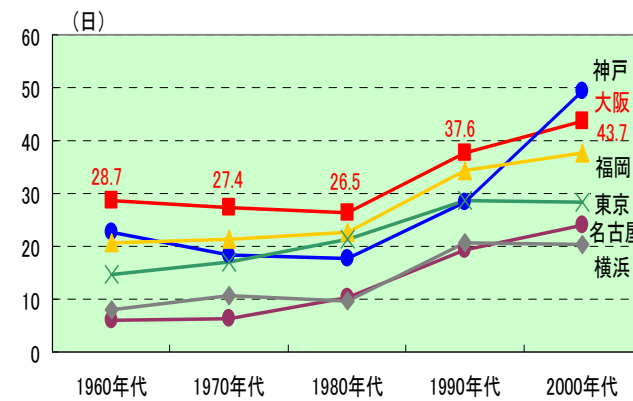


図5-1-1 大阪府における熱帯夜の状況

出典: 気象庁資料

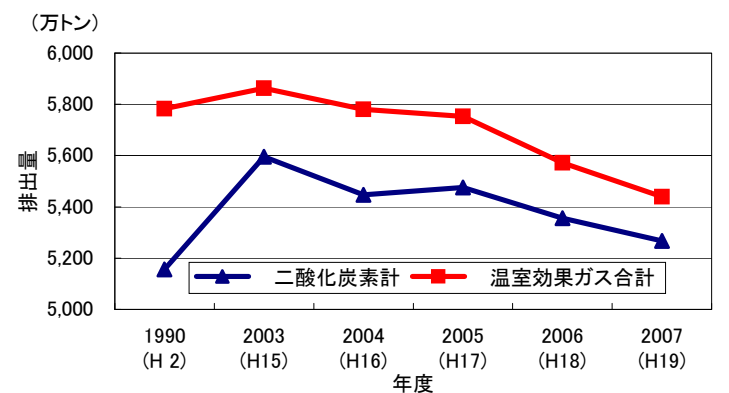
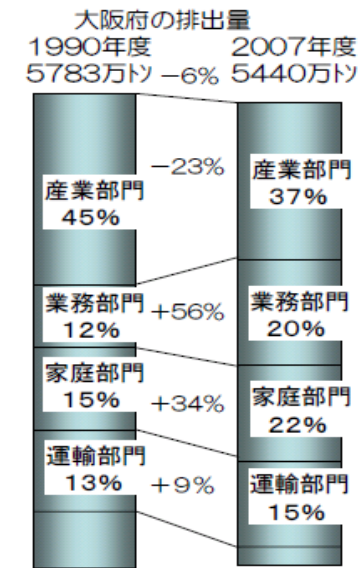


図5-1-2 大阪府における温室効果ガスの排出量の推移

出典: 大阪府



注) CO<sub>2</sub>排出量は、以下の部門毎にエネルギー使用量から推計された値です。

- ・産業部門: 製造業、建設業・鉱業、農林水産業
- ・業務部門: 事務所、卸・小売業、銀行、劇場、病院、学校、ホテル等
- ・家庭部門: 家庭で使用されるエネルギー(電力・ガス・灯油等)
- ・運輸部門: 自動車(自家用車含む)、船舶

図5-1-3 大阪府におけるCO<sub>2</sub>排出量の内訳の変化

出典: 大阪府環境白書(H21)

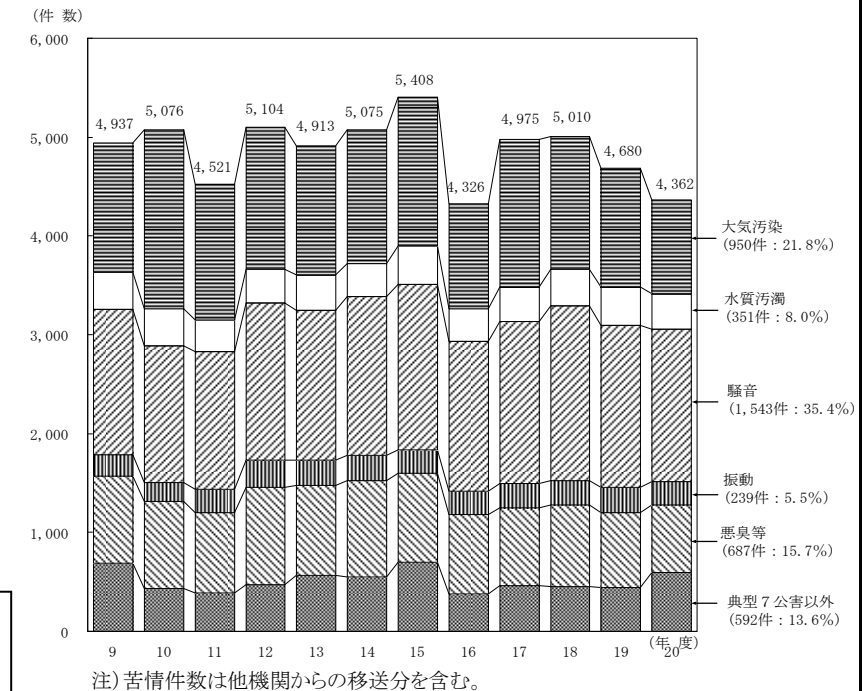


図5-1-4 公害の種類別苦情件数の推移

出典: 大阪府環境白書(H21)

### 3 今後の方針

#### (1) 低炭素社会の実現

##### ① 環境負荷の少ない都市構造の実現

- ◆民間業務ビルや店舗等を対象として、先端的な省CO<sub>2</sub>技術を集中的に導入することにより、データを取得し、その効果検証を行うことにより、今後の削減手法の確立を目指します。
- ◆地域拠点の維持・向上及び歩いて暮らせるまちづくりの促進(コンパクトシティ化)により、環境負荷の少ない都市構造の実現を図ります(p.11「2-4. 「都市構造」から見た現状と課題及び今後の方針」も参照下さい)。
- ◆住宅系市街地の拡大を抑制します(p.13「3-1. 区域区分(線引き)の決定に関する方針」、p.17「3-3. 市街化調整区域の土地利用の方針」も参照下さい)。
- ◆都市再生環状道路等の整備を促進することにより、都心部への通過交通の流入を抑制します(p.19「4-1. 交通施設の都市計画の方針」も参照下さい)。
- ◆モビリティマネジメントの推進等により、公共交通の利用促進を図ります(p.19「4-1. 交通施設の都市計画の方針」も参照下さい)。
- ◆「みどりの風の軸」の形成等により、みどり空間の確保を図ります(p.30「5-2. みどりの大阪の推進」も参照下さい)。

##### ② 再生可能エネルギー等の利用促進

- ◆太陽光パネル等による再生可能エネルギーの利用促進を図ることによって、エネルギー利用の効率化を図ります。
- ◆エコカーの普及のため、EV用充電インフラなどの整備やEVのカーシェアリングの導入を図ります。

##### ③ 都市開発等におけるカーボンマイナスの推進

- ◆CO<sub>2</sub>の25%削減を目指し、どのような技術の組合せが適切であるかについて、平成22年度より民間業務ビルや店舗等を対象として、府と民間事業者等による実証実験を実施します。この結果により、低炭素社会の実現に向けて、適切な対策を講じていきます。

##### ④ 建築物のCO<sub>2</sub>削減、省エネルギー、緑化、高温化抑制への対応

- ◆建築物のCO<sub>2</sub>削減、省エネルギー、緑化、高温化抑制への対応を図るため、これらの効果を評価する届出・表示制度を創設し、活用を図ります。

##### ⑤ 施設の長寿命化と予防保全型管理の促進

- ◆道路・公園照明等のLED(発光ダイオード)化を進めます。

#### (2) ヒートアイランド現象の緩和

- ①大阪府ヒートアイランド対策推進計画にある優先対策地域において、重点的に様々な施策を総合的に実施します。

- ②海と山をつなぐ「みどりの風の軸」の形成を図ります(p.30「5-2. みどりの大阪の推進」も参照下さい)。

##### ③ 地表面、建築物などの被覆対策の推進

- ◆みどりの大阪推進計画に基づき、建築敷地や人工地盤面、建築物の屋上部、壁面などの緑化により、地表面や建築物などの被覆を図ります。また、学校を始めとする建築敷地内の空地や広場等の芝生化などを促進します(p.30「5-2. みどりの大阪の推進」も参照下さい)。
- ◆建築物の屋根における高反射性塗装、道路の歩道部における透水性舗装などの被覆対策が必要です。

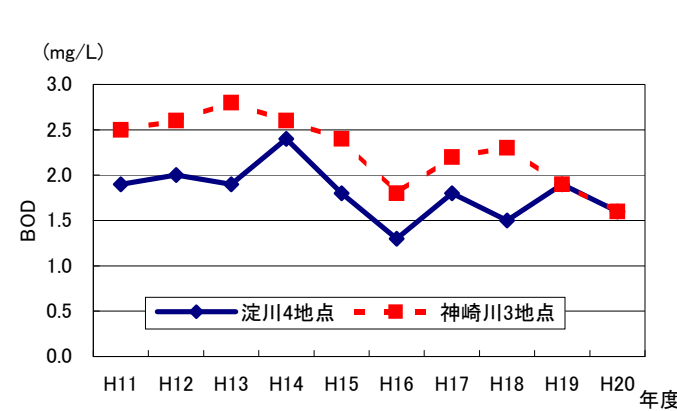


図5-1-5 主要河川のBOD(年平均値)の推移

出典:大阪府環境白書(H21)

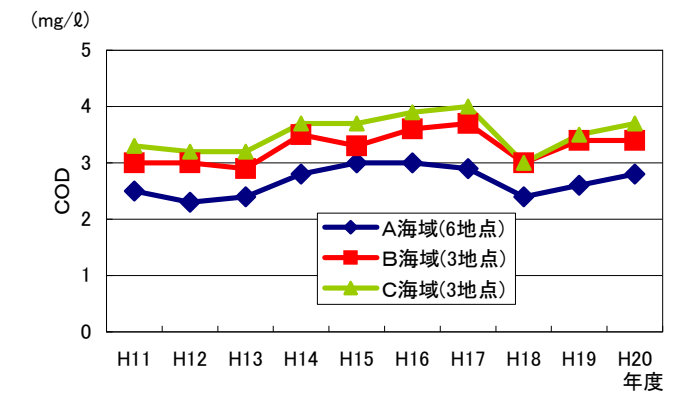


図5-1-6 大阪湾のCODの推移(大阪府測定点・表層年平均値)

出典:大阪府環境白書(H21)

表5-1-1 河川のBODの環境保全目標の達成状況

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
北部大阪(淀川・神崎川水域)	17	17	15	15	18	21	20	20	19	19
達成水域数	18	18	18	18	21	21	21	21	21	21
達成率	94.4%	94.4%	83.3%	83.3%	85.7%	100.0%	95.2%	95.2%	90.5%	90.5%
大阪府全域	46	43	37	42	53	59	56	57	58	65
達成水域数	73	73	73	73	80	80	80	80	80	80
達成率	63.0%	58.9%	50.7%	57.5%	66.3%	73.8%	70.0%	71.3%	72.5%	81.3%

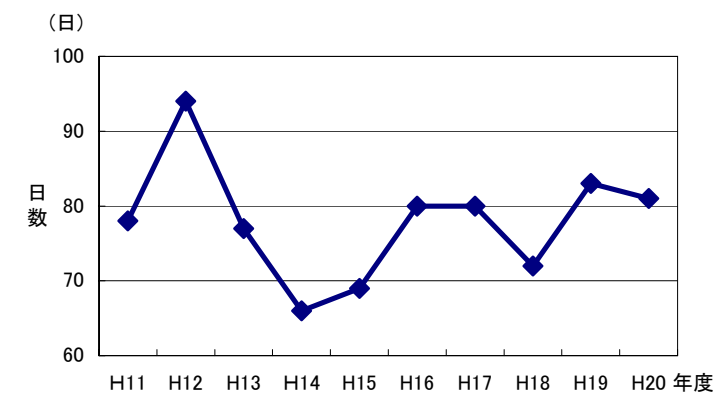
出典:大阪府環境白書(各年)

表5-1-2 大阪湾のCOD(75%水質値(表層))の環境保全目標達成状況

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
達成地点数	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6

注)調査地点数は15地点

出典:大阪府環境白書(各年)



注)光化学オキシダント濃度の環境基準:1時間値が0.06ppm以下

図5-1-7 昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた日数(北部大阪地域 10局平均)

出典:大阪府環境白書(H21)



**(3)公害への対応**

- ◆より良好な大気環境を目指すため、常時監視、工場・事業所規制及び自動車環境対策に引き続き取り組みます。また、国において新たに環境基準が設定された微小粒子状物質への対応の検討を進めます。
- ◆下水道事業や河川事業と連携を図るなど、生活排水の処理について重点的に対策を進めることにより、水質汚濁の改善を図ります。
- ◆工場・事業場からの騒音・振動に対する規制など発生源対策を進めるとともに、工場・事業場や幹線道路等と住宅の分離など、土地利用の適正な誘導を図ります。
- ◆土壌汚染対策については、土壌汚染対策法、条例に基づき、土壌汚染状況調査や対策の実施を土地所有者等に指導することにより、土壌汚染の早期発見や適正な対策の推進を図ります。

**(4)廃棄物の減量化・リサイクルの推進**

- ◆廃棄物の減量化・リサイクルの推進は、低炭素社会の実現等にも密接に結び付くことから、積極的に取り組むことが必要です。
- ◆ごみ焼却場等の都市計画は、関連する諸計画との整合性の確保を始めとし、その配置について十分に検討が行われることが必要であり、当該施設の中心から概ね2km以内に他の市町村を含む場合には、広域調整手続きの対応を行います。

**4 目標**

- ◆平成37(2025)年までに住宅地域における夏の熱帯夜数を現状より3割減らすことを目標として、取り組みを進めます。併せて、クールスポットの創出により、夏の日中の熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げます。
- ◆低炭素社会の実現のための政府の削減目標と連動し、府域で府域で2020(平成32)年度に1990(平成2)年度比25%の温室効果ガスの削減を目指します。
- ◆平成32(2020)年度に大阪の自動車の2台に1台をエコカーにすることを目指します。

**関連する計画**

- ・新エネルギー産業振興戦略
- ・大阪府地球温暖化対策地域推進計画
- ・エコエネルギー都市・大阪計画
- ・大阪府生活排水処理実施計画
- ・自動車NOx・PM総量削減計画
- ・大阪府循環型社会形成に関する基本方針
- ・大阪府分別収集促進計画
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
- ・大阪21世紀の環境総合計画(改訂作業中)
- ・大阪府ヒートアイランド対策推進計画
- ・大阪地域公害防止計画
- ・瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画
- ・大阪エコカー普及戦略
- ・大阪府廃棄物処理計画

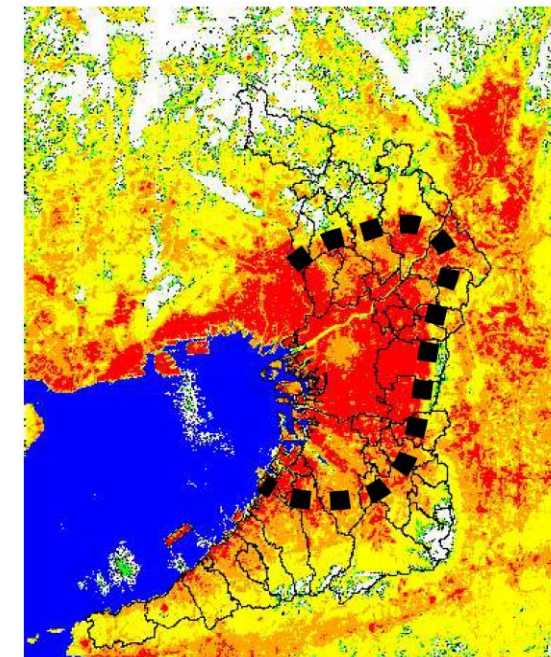
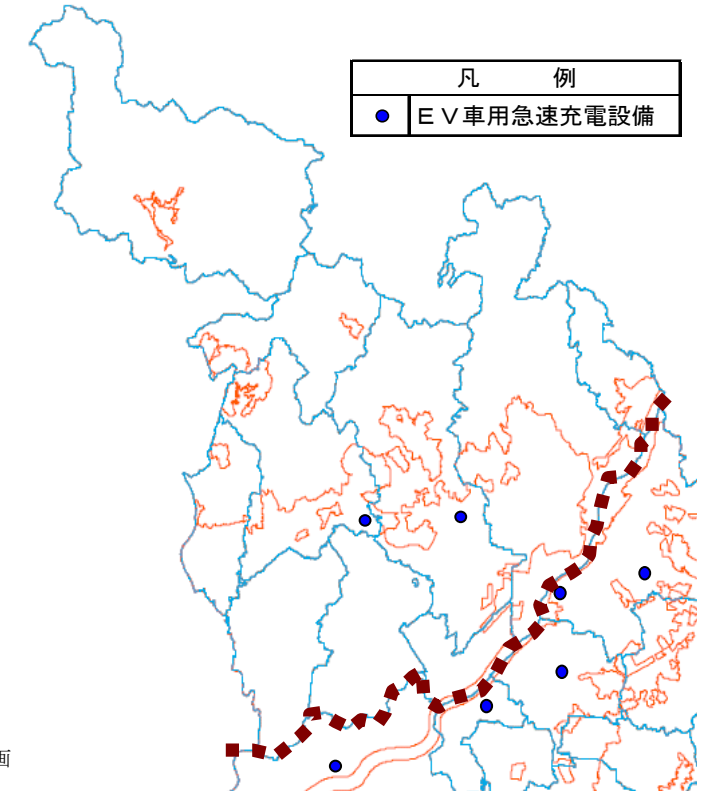


図5-1-8 ヒートアイランド対策の優先対策地域

出典:大阪府ヒートアイランド対策推進計画



都市計画区域		EV車充電設備
北部大阪	豊能 三島	1 1
合計		2
大阪府計		18

図5-1-9 EV車用急速充電設備の立地状況(H21)

出典:大阪府

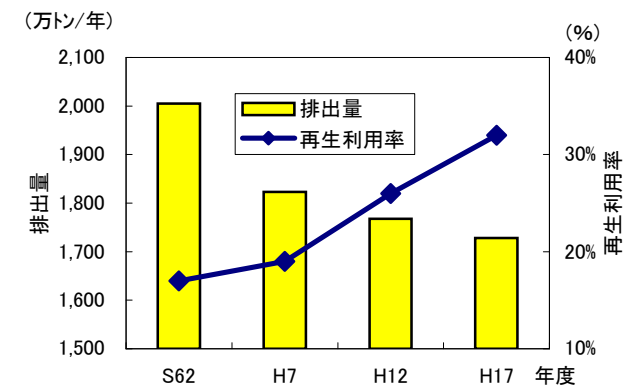


図5-1-10 産業廃棄物排出量と再生利用率の推移

出典:大阪府環境白書(H21)

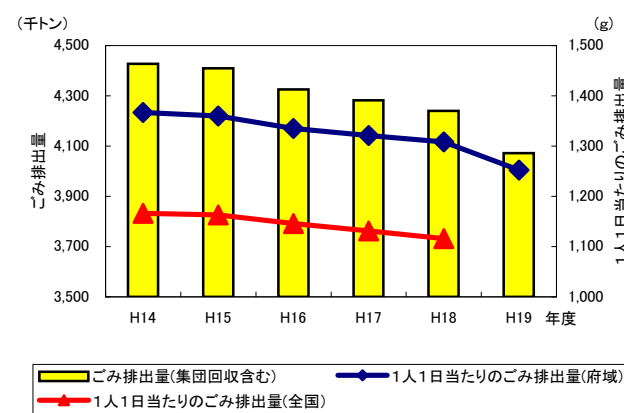


図5-1-12 ごみ排出量の推移

出典:大阪府環境白書(H21)

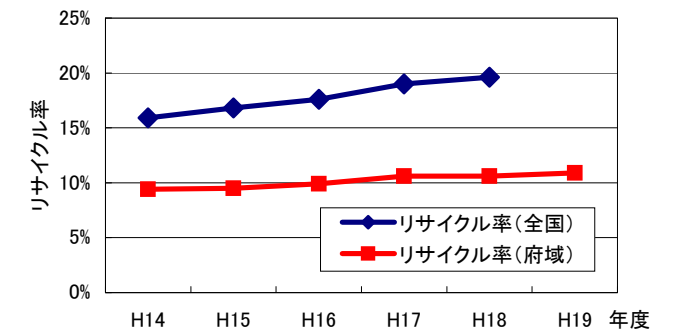


図5-1-11 一般廃棄物のリサイクル率の推移

出典:大阪府環境白書(H21)



1 現状

(1) 施設緑地

◆本区域の南端に淀川の河川敷を利用した淀川河川公園、千里丘陵を挟む形で服部緑地や万博公園、北摂山系に箕面公園があります。

(2) 地域制緑地

- ◆本区域面積の約43%(20,909ha)が、地域森林計画対象民有林になっています。
- ◆地域森林計画対象民有林の内、約11%(5,162ha)が保安林として指定されています。
- ◆本区域面積の約20%(9,727ha)が、北摂山系において近郊緑地保全区域として指定されています。
- ◆箕面市の山間・山麓部には、明治の森箕面国定公園が指定されています。
- ◆高槻市・茨木市・豊能町・能勢町の山麓部と平野部の一部において、本区域の約3.5%(1,707ha)が、農業振興地域の農用地区域に指定されています。
- ◆府立北摂自然公園や自然環境保全地域、緑地環境保全地域が指定されています。
- ◆大阪中央環状線があり、連続したみどりを確保することが可能な空間があります。
- ◆西国街道、能勢街道などの、北摂の歴史を感じさせる旧街道があります。
- ◆淀川、猪名川、神崎川、安威川、芥川等があり、連続したみどりを確保することが可能な空間があります。

(3) みどりに対する住民の意識

◆平成21年7月に実施した調査では、79.8%の人が大阪府の都市部はみどりが少ないと感じています。

(4) みどりの現況

◆本地域では、緑地の割合は59.6%となっており、市街化区域内の緑被率は、20.7%となっています。

2 現状を踏まえた課題

- ◆北摂山系は地域の重要な緑地帯を構成し、市街地にも接していることから、良好な自然環境の保全、活用を図るとともに、市街地からの可視領域を中心に保全、整備を図る必要があります。
- ◆良好な田園環境を活かし、既設の農業交流施設や周辺環境等との調和を図りながら、田園の魅力を活かした府民レクリエーションの場となる緑地の整備を図る必要があります。
- ◆住環境の悪化や防災上の問題がみられることから、都市基幹公園、住区基幹公園等を適正に整備することが必要です。
- ◆本地域を囲む北摂山系、淀川、猪名川と市街地ゾーンの中央を貫く大阪中央環状線のみどりの骨格として保全、整備するとともに、神崎川、安威川、芥川や自然歩道等によりみどりのネットワークづくりを進める必要があります。
- ◆千里丘陵における良好な住宅地などのみどりの保全や育成を図ることが必要です。
- ◆西国街道、能勢街道などの北摂の歴史を感じさせる旧街道沿いのみどりや景観の保全が必要です。
- ◆市街地の多くがヒートアイランド対策の優先対策地域である一方、市街化区域内の緑被率は高い区域であることから、これらのストックも活用しながら、海陸風などを活かした「みどりの軸」や、緑化によるクールスポットの形成が必要です。

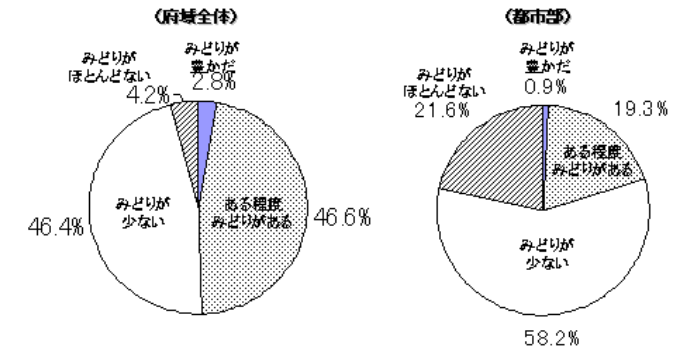


図5-2-1 みどりに対する府民の意識

出典:大阪のみどりについて(大阪府)

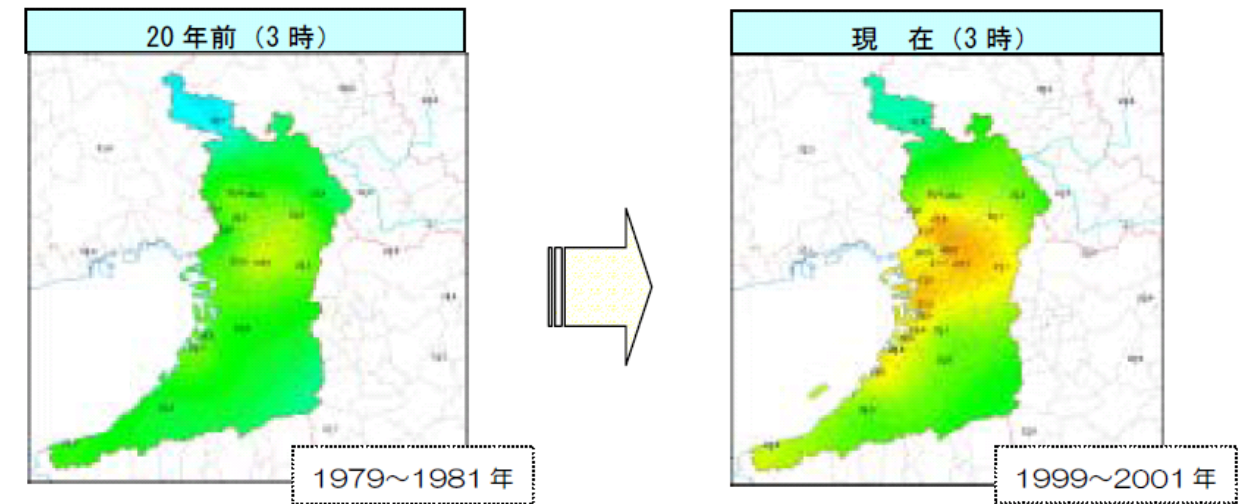


図5-2-2 ヒートアイランドの状況

出典:大阪府ヒートアイランド対策推進計画(大阪府)

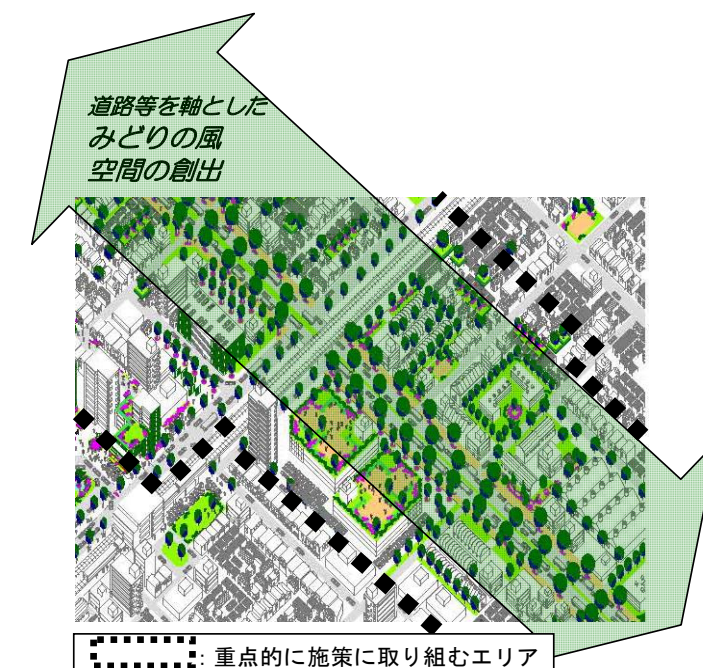


図5-2-3 「(仮称)みどりの風促進区域」のイメージ

出典:みどりの大阪推進計画(大阪府)



### 3 今後の方針

◆周辺山系、主要河川、主要道路、大規模公園等の府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、骨格を厚く広くします。さらに、学校・公園など公共空間のみどりの充実及び農空間や社寺林等の保全、民有地の建築物等の緑化の推進などを図り、互いに結び付けていくことにより、きめ細やかな広がりのあるみどりを形成します。

#### 【(仮称)みどりの風促進区域の指定】

◆更に、効果的にクールスポットを形成するため、海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形特性とみどりをもつヒートアイランド現象の緩和効果を活かして、河川や道路などの空間ならびにその周辺をみどりでつなぐことによる「みどりの風の軸」の形成を目指します。そのための主要な施策として、重点的に施策を推進する区域に「(仮称)みどりの風促進区域」の指定を行い、主要道路や河川を軸に、実感できる緑を増やすため、沿線の民有地を含めた区域を定め、民有地へのインセンティブ付与や府民や企業等との協働等により、緑豊かなセミパブリック空間を重点的に創出します。具体的には、別途定めることとします。

#### (1) 骨格となるみどり

##### ① 周辺山系・丘陵地のみどり

- ◆明治の森箕面国定公園、近郊緑地保全区域、農用地区域及び自然環境保全地域等を中心とした北摂山系の保全、整備と府立北摂自然公園、丘陵部の樹林地等の保全、整備
- ◆北摂山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備

##### ② 主要道路(大阪中央環状線)を主軸としたみどり

- ◆大阪中央環状線の街路樹の育成と充実

##### ③ 主要河川(淀川、猪名川)を主軸としたみどり

- ◆淀川、猪名川の河川環境整備
- ◆淀川河川公園、猪名川緑地の保全、整備

##### ④ 大規模公園緑地を拠点としたみどり

- ◆彩都周辺及び能勢周辺における構想段階の府営公園の整備
- ◆服部緑地、箕面公園、万博公園の保全

#### (2) 骨格に準ずるみどり

- ◆大阪国際空港周辺緑地、幹線道路沿道の緑地等の保全、整備
- ◆千里中央公園、千里北公園、萩谷総合公園等の都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備
- ◆神崎川、安威川、芥川等の河川環境整備
- ◆西国街道、能勢街道など旧街道周辺環境の保全、整備
- ◆高槻水みらいセンター及び中央水みらいセンター等の下水処理場の緑化

#### (3) きめ細やかなみどり

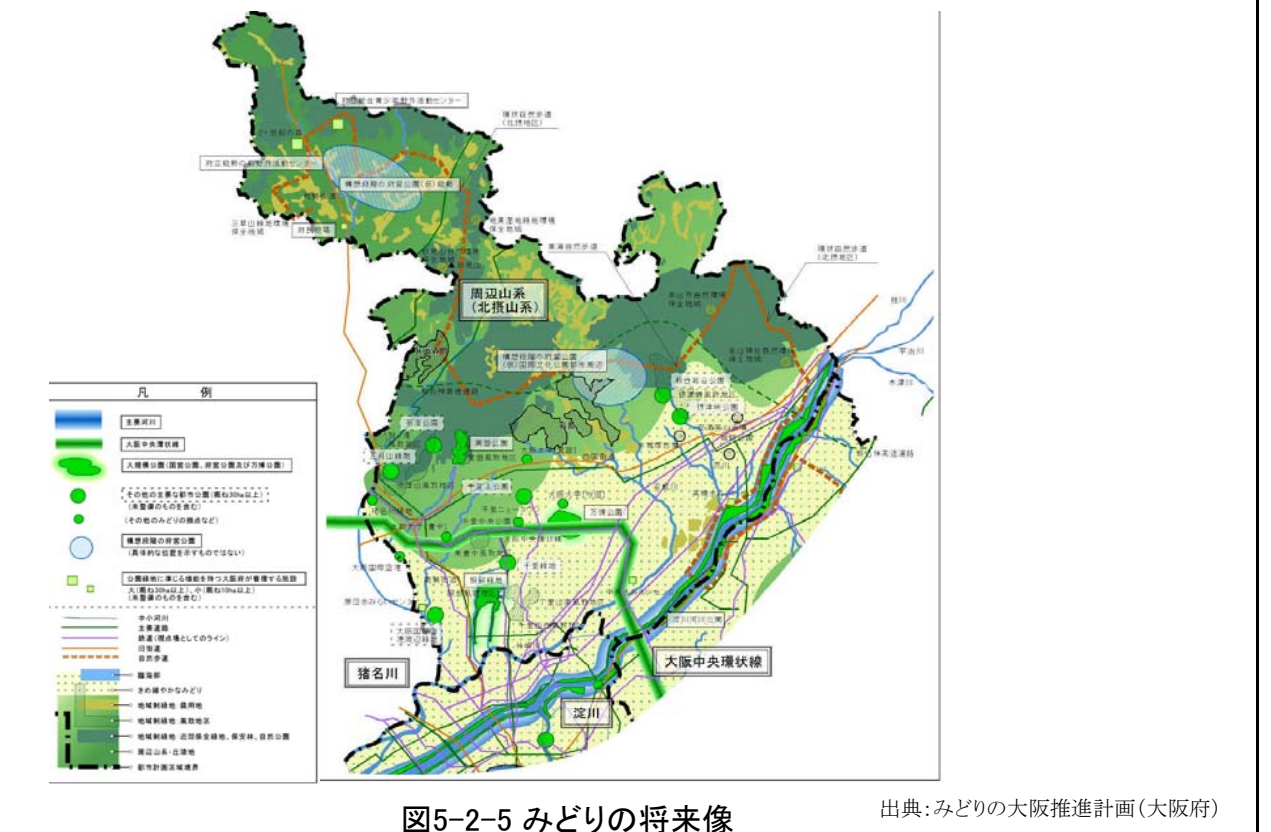
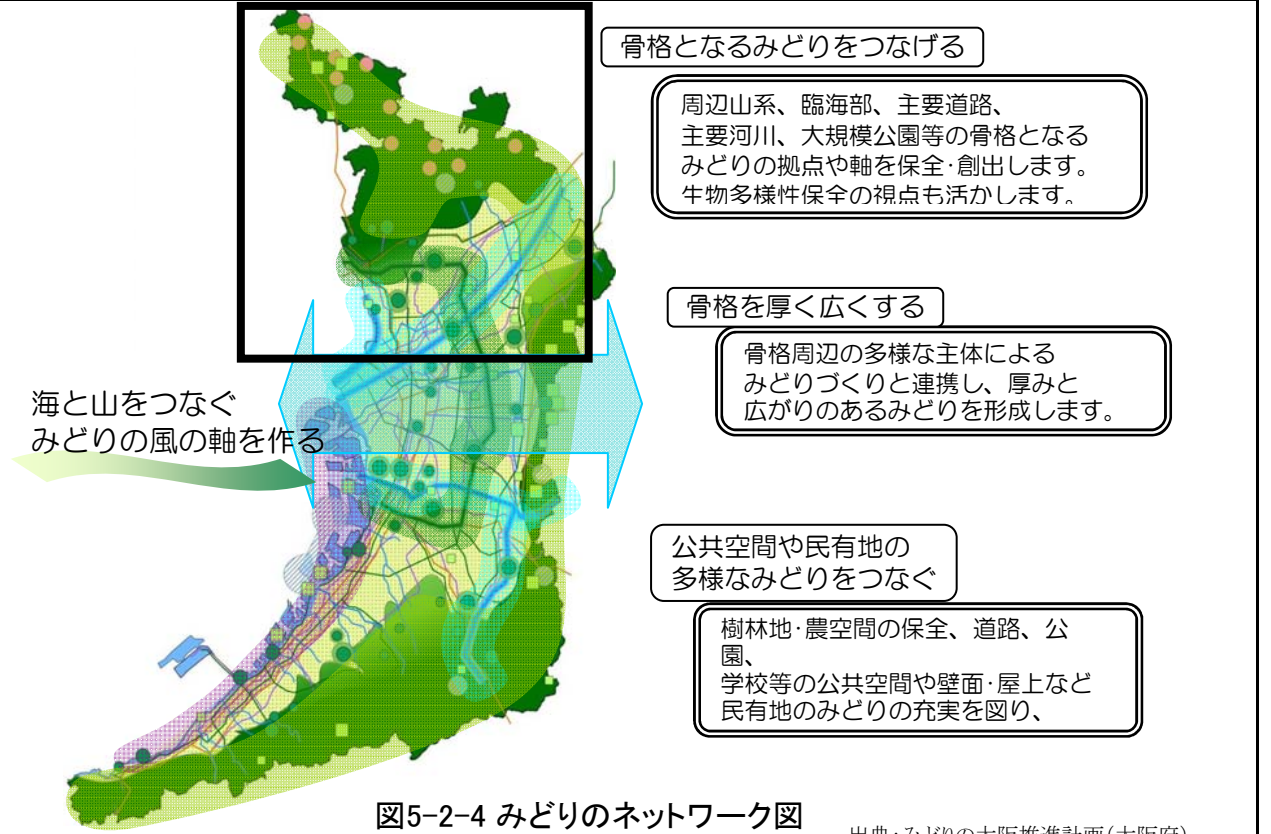
- ◆市街地の景観のアクセントとなる千里丘陵における東豊中風致地区等の風致の保全
- ◆良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全、市民農園や市民緑地等の整備
- ◆農地、ため池や番田水路などの農業用水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成
- ◆千里丘陵の住宅地などにおける良好で開放性の高い民有地緑化の促進
- ◆彩都(国際文化公園都市)・箕面森町(水と緑の健康都市)周辺におけるみどりの保全
- ◆淀川右岸の水路網(北大冠水路、東部排水路、唐崎水路等)の環境整備
- ◆学校等の公共施設の緑化周辺山系・丘陵地のみどり

### 4 目標

◆「みどりの大阪推進計画」では、平成37(2025)年を計画期間として、緑地を府域面積に対して約4割以上の確保、市街化区域における緑被率20%の確保を目標としています。また、3年毎に検証する指標として、大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を約5割から約8割に、最近みどりに触れた府民の割合を約4割から約8割を増やすことを目標としています。このため、本マスタープランの期間において、以下の取り組みを進めます。

◆本区域では、緑地の割合が区域面積の59.6%あり、大阪府全体での目標値の4割を上回っています。今後においても、森林、農地等の保全に努め、都市部の緑化等を進めることによって、緑地面積の確保を進め、現在の緑地率を維持し、大阪府全体の緑地の確保目標である府域面積の4割以上の確保に寄与できるよう努めます。

◆本区域における市街化区域内における緑被率は20.7%です。条例等による緑化施策を更に推進する他、特に、工場跡地等の土地利用転換を図る地区や、市街化調整区域から市街化区域に編入する場合には、原則、地区計画を決定し、新たに開発整備を行う地区等においては、緑被率20%以上を確保することとします。また、市街化調整区域の地区計画で開発を行う場合にも、同様の水準以上を目指します。さらに、「(仮称)みどりの風促進区域」の指定により重点的な施策を実施し「みどりの風の軸」を形成します。



#### 関連する計画

- ・みどりの大阪推進計画
  - ・府有施設等緑化推進計画(建築物及び敷地編)
  - ・大阪府都市基盤整備中期計画(案)(見直し中)
  - ・大阪府公園基本構想
  - ・府有施設等緑化推進計画(都市基盤施設編)
  - ・大阪地域森林計画
  - ・大阪府森づくり推進ガイドライン
  - ・大阪府ヒートアイランド対策推進計画
- 等



1. 現状

◆成熟社会において、新たな産業の誘致や、人材の確保など、持続的に発展していくには、世界に通じる都市づくりを進めるとともに、地域固有の歴史、文化、風土等を活かしながら、住み続けたい・訪れたいと思える美しい都市景観を創出していくことが求められています。

◆平成21年9月に実施した調査では、景観など大阪の都市環境について、現状を悪いと感じている人が44%、10年前と比べて変わらない、悪くなったと感じている人が71%もいます。

◆無電柱化やみどり空間の充実、屋外広告物規制、建築物の高さ規制などの取り組みは、個々別々に実施されている状況となっています。

◆日本の無電柱化の状況は海外の先進的都市に比べて極めて低い水準であるとともに、大阪は日本の他都市と比較しても立ち遅れています。

◆都市間競争が高まる中、地域の経済活性化の観点からも、地域資源を活かしたまちづくりなど景観形成に取り組む地域がみられます。

2. 現状を踏まえた課題

◆都市の魅力高め、居住人口の維持、交流人口を増加を図るには、地域の特性を考慮の上、景観に関する複数の施策(無電柱化、みどり空間の確保、屋外広告物規制、建築物の高さの規制など)を総合的に実施することが必要です。

◆基本的に市町村が景観行政団体となり、地域の特性に応じたきめ細かな景観計画を策定し、展開することが重要となりますが、特に本区域では景観行政団体となっている市町村は10市町のうち、茨木市、吹田市、高槻市、豊中市、箕面市の5市です。

◆また、良好な景観を維持・創出するには、行政、府民、企業等の様々な主体が、地域の特性に応じた景観目標を共有し、協働して景観形成に取り組むことが重要となるため、景観に関する意識の醸成が必要です。

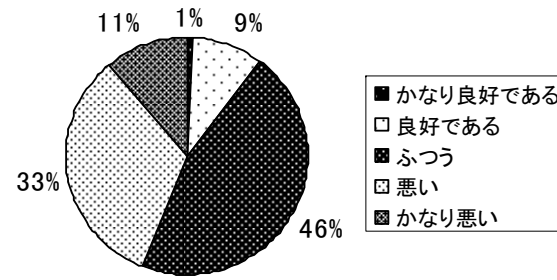


図5-3-1 景観などおおさかの都市環境の現状  
出典: おおさかQネット「環境に関するアンケート」結果(H21.9.28~10.8実施)

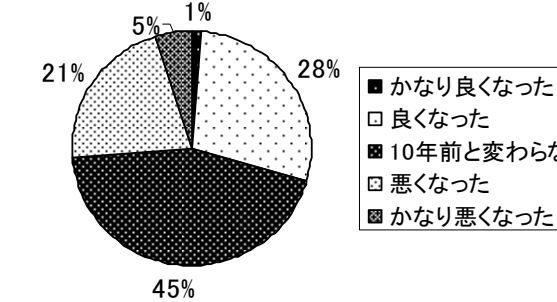
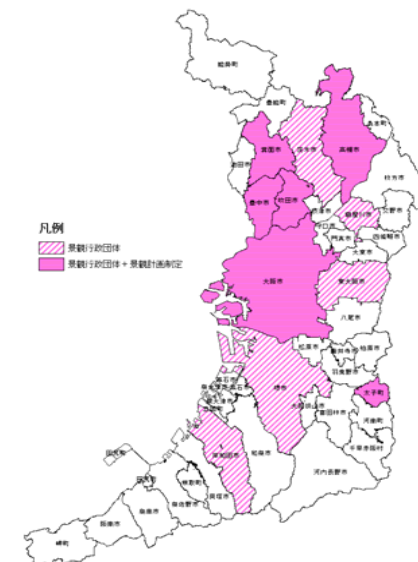
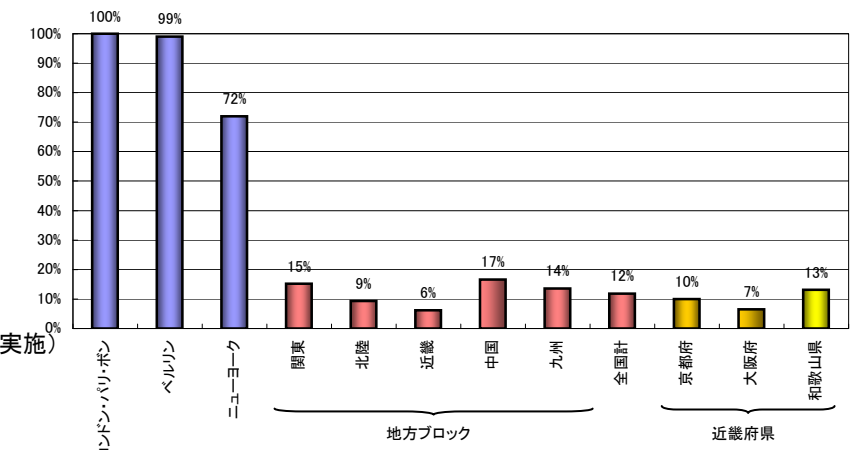


図5-3-2 景観などおおさかの都市環境の変化  
出典: おおさかQネット「環境に関するアンケート」結果(H21.9.28~10.8実施)



出典: 大阪府

図5-3-5 景観法による景観計画策定の状況(H22.4末時)



※海外の都市は電気事業連合会調べによる1977年の状況(ケーブル延長ベース)  
※日本の状況は国土交通省調べによる2008年3月末速報値(道路延長ベース)

図5-3-3 市街地の幹線道路における無電柱化率の現状

出典: 国土交通省資料等により大阪府作成



図5-3-4 無電柱化による都市空間の整備事例  
(東京都江戸川区平井春日通)



JR高槻駅周辺(都市再生緊急整備地域)



茨木市・彩都ガーデンビレッジ(住宅整備)



能勢街道・池田市栄本町地区

### 3. 今後の方針

#### (1) 景観形成を促進する取組み方針

##### ① 地域特性に応じたきめ細かな景観計画の策定

◆基本的に市町村が景観行政団体となり、府が実施している広域的景観形成施策を踏まえ、地域の特性に合わせたきめ細かな景観計画を策定し、地区計画、景観地区などの都市計画や住民による景観協定など、地域のルールづくりを促進することにより、景観形成を進めることが重要です。

##### ② 無電柱化の推進

◆電柱、電線類は、良好な景観形成の阻害要因の一つです。電柱や電線類のない美しい都市景観の形成を進めることが必要ですが、無電柱化の促進には併せて事業コストを抑える等の課題を克服することが重要です。

##### ③ みどり空間の充実

◆みどりはまちの品格の向上と府民へ憩いを与える重要な要素であり、「みどりの大阪推進計画」に基づき、都市空間のみどりの充実を図ります。

##### ④ 屋外広告物の規制・誘導

◆大阪府屋外広告物条例で定める規制を踏まえつつ、特に道路などの公共施設に面する屋外広告物を周辺環境と調和を促進すべき地区について、地域のまちづくりと連携し、屋外広告物の規制・誘導を図ります。

##### ⑤ 建築物の高さの制限

◆建築物の高さ制限などによるランドマークや山並みなどの眺望景観の保全や、統一的なスカイラインの形成による魅力ある都市空間の創出を図ります。

#### (2) 優先的に景観形成を進めるのが望ましい地区

大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針(H20.4)」においては、景観上重要な要素を持つ地区について、景観形成を進めることが示されています。本区域では、さらに、多くの人々に都市の魅力を感じてもらおう観点から以下の地区について優先的に景観形成を促進します。

##### ■ 景観上重要な要素(大阪府景観形成基本方針より)

軸景観: 自然軸—山並み・緑地軸、河川軸

都市軸—道路・鉄軌道軸

歴史軸—街道軸

地区景観: 住区地区、商業業務地区、産業地区、田園地区、開発市街地地区

点景観: 緑・水の拠点、交通の拠点、歴史・文化資源、公共建築物・大規模建築物

##### ■ 優先的に景観形成を進めるのが望ましい地区

[まちの顔となり、多くの人々が行き交う]

① 鉄道駅周辺地区

② 主要幹線道路沿道地区

[地域の人々が誇りと愛着を感じ、多くの人々が交流を生む]

③ 河川や山地、里地里山など自然環境地区

④ 歴史的・文化的な建造物、遺構、まち並み等を有する地区

[質の高い生活空間や新たなにぎわいの創造する]

⑤ 新市街地地区・土地利用転換地区

表5-3-1 優先的に景観形成を進めるのが望ましい地区(一例)

	地区名(例示)
鉄道駅周辺地区	JR高槻駅周辺 阪急高槻市駅周辺 千里中央駅周辺 吹田操車場跡地 JR茨木駅周辺 阪急摂津市駅周辺 阪急箕面駅周辺 JR島本駅周辺 等
主要幹線道路沿道地区	府道十三高槻線 大阪中央環状線 国道423号 等
河川や山地、里地里山など自然環境地区	淀川沿川 芥川沿川 北摂山系 (五月山、箕面の滝、能勢、豊能) 等
歴史的・文化的な建造物、遺構、まち並み等を有する地区	[能勢街道] 池田市栄本町 [西国街道] 茨木市郡地区 高槻市芥川宿地区 [歴史・文化] 箕面滝道周辺(石畳と淡い街灯事業) 等
新市街地 土地利用転換地区	吹田操車場跡地 JR高槻駅(再掲) JR茨木駅(再掲) 千里NT 彩都 箕面新町 等

##### 関連する計画

- ・大阪府無電柱化推進計画(案)
- ・大阪府景観形成基本方針
- ・大阪府景観計画
- ・大阪府公共事業景観形成指針
- ・大阪府営住宅ストック総合活用計画

等

##### ○ 石畳と淡い街灯まちづくり支援事業 モデル地区

・阪急箕面駅周辺箕面公園沿道  
【箕面市】  
箕面公園の魅力を活かし、駅前の景観整備や夜景の演出、川床といった賑わい空間を創出し、新たな「箕面ブランド」を発信。



駅前広場にぎわい空間整備



瀧安寺周辺魅力づくり  
(川床・無電柱化・ガス燈風照明)

出典: 各市資料



## 5-4. 都市防災に関する方針

### 1 現状

◆大阪府及びその周辺には、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造断層帯等の活断層が位置しており、大規模な地震により大きな被害が発生するおそがあります。大阪府自然災害総合対策委員会が平成18年度に公表した「地震被害想定」によると、地震発生時の気象条件によっては、上町断層系や生駒断層系の地震により、阪神・淡路大震災の8～20倍もの建物に延焼が及ぶとされており、これらの被害は密集市街地に集中しています。

◆本区域の市街化区域面積における防火・準防火地域の決定面積割合は平成22年7月現在で6.8%でしかなく、東京都や隣接している尼崎市等と比較して指定割合が非常に低い状況です。

◆高度経済成長期に阪急宝塚線・京都線、JR東海道本線の鉄道沿線等に木造密集市街地が形成されてきました。

◆土砂災害対策のため、これまで砂防事業や急傾斜対策事業を行ってきましたが、これらのハード整備だけで土砂災害対策全てをカバーすることは困難な状況です。

(水害対策については、p.22「4-2. 下水道整備の方針」及びp.24「4-3. 河川整備の方針」を参照下さい。)

### 2 現状を踏まえた課題

◆市街地における建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域指定の拡大を図る必要があります。

◆木造密集市街地のうち、豊中市の一部520haにおいては、住宅市街地総合整備事業等を活用しながら、防災上必要な道路の整備や建築物の不燃化が進められていますが、対策が講じられていない密集市街地も数多く残っています。

◆北摂山系の山麓部等における土砂災害対策のため、土砂災害特別警戒区域等の指定を促進する必要があります。

### 3 今後の方針

◆地震時の市街地大火を抑制するためには、市街地における建築物の不燃化を進めることが有効なため、原則、建ぺい率60%以上の地域について準防火地域を指定することにより、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図っていくことが必要です。

特に、10ha未満の広域避難地については、輻射熱等へ対応するため、周囲を不燃化建築物で囲むなどの対応が必要であるため、準防火地域の指定等を促進することが必要です。

◆また、密集市街地と考えられる地域を抱える各市は、大阪府防災都市づくり広域計画を踏まえ、災害危険度判定調査等を実施することにより、この結果を公表するとともに、災害に対して危険な市街地を特定し、特定防災街区整備地区の指定等により、建築物の建て替えを適切に誘導し、市街地の不燃化に努めることが必要です。

◆さらに、防災街区整備地区計画等を定めるとともに、死角など防犯の視点にも配慮して、避難路・避難地など地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導していくことが必要です。この際、建築物の建て替えを促進するため、建ぺい率の緩和等を行えるものとします。ただし、良好な住環境の形成に向け、みどり空間の確保のため、道路に面して中高木の植栽を行うなど敷地内緑化を誘導します。

◆土砂災害特別警戒区域等の指定を促進するとともに、必要に応じて土砂災害防止施設の整備を進めます。

#### 関連する計画

- ・防災街区の整備の方針
- ・都市再開発の方針
- ・住宅市街地の開発整備の方針
- ・大阪府防災都市づくり広域計画
- ・大阪府インナーエリア再生指針
- ・大阪府災害に強いまちづくりと住まいづくり 等

表5-4-1 地震に伴う焼失棟数の予測

	上町断層帯地震A		上町断層帯地震B	
	平均風速	超過確率1%風速	平均風速	超過確率1%風速
大阪市	243	316	37	38
大阪府を除く府域	37,144	39,617	16,981	20,612
府全体計	37,387	39,933	17,018	20,650

	生駒断層帯地震		有馬高槻断層帯地震	
	平均風速	超過確率1%風速	平均風速	超過確率1%風速
大阪市	59	68	2	2
大阪府を除く府域	85,218	89,168	9,350	9,431
府全体計	85,277	89,236	9,352	9,433

注) 本表では、北部大阪における被害想定において、最も影響が大きいと予測されている上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯のみを示しています。これ以外の地震にも注意が必要です。 出典: 大阪府

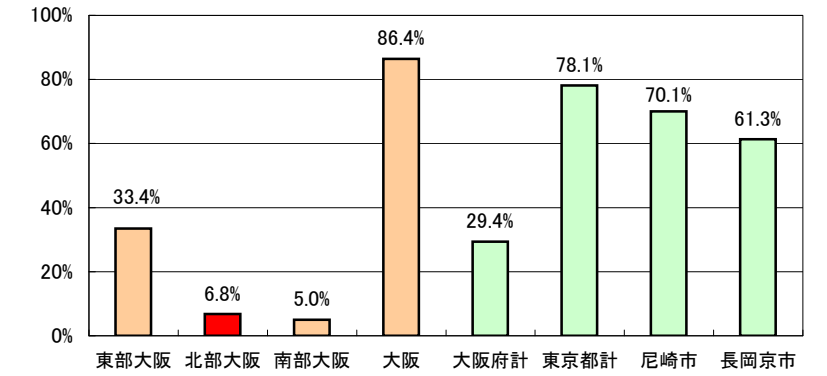


図5-4-1 市街化区域に占める防火・準防火地域の指定状況 (H22.7現在) 出典: 大阪府

以下の条件に全て合致する地域を「密集市街地と考えられる地域」として抽出(都市計画基礎調査(H14～17年度)より算出)

- ・昭和60年以前建物率50%
- ・木造率50%以上、建て詰め率40%以上
- ・幅6m以上の道路延長が8km/km<sup>2</sup>未満
- ・宅地率60%以上かつ市街化区域
- ・不燃領域率40%未満

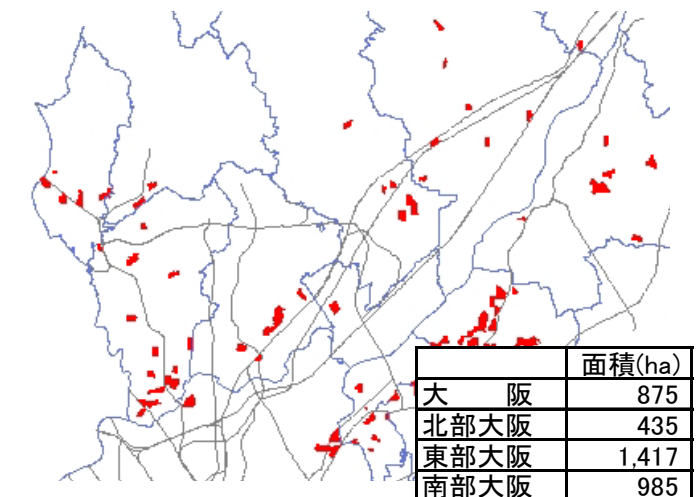


図5-4-2 密集市街地と考えられる区域

出典: 大阪府防災都市づくり広域計画

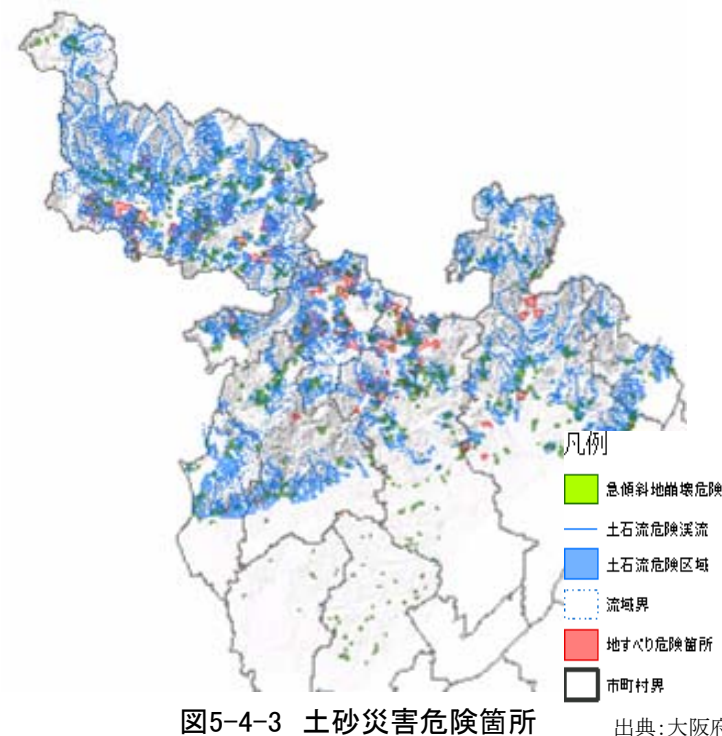


図5-4-3 土砂災害危険箇所

出典: 大阪府



1 現状

(1) 住宅

◆大阪府域における住宅総数は、世帯数を上回った状況が続いており、空家数についても増加しています。空家率は、全国平均や東京都を上回っており、大阪府で13.5%、本区域で11.3%です。

H20年空家率:大阪府13.5%、北部大阪11.3%(豊能地域13.3%、三島地域10.0%)

◆本区域の空家率は、三島地域については平成15年から平成20年にかけて減少、豊能地域については増加傾向を示しており、依然と高い状況が続いています。

また、鉄道駅勢圏における空家率は、地域の平均よりも高い状況を示しています。

◆最低居住面積水準以下の世帯割合は、豊能地域で7.6%、三島地域で8.2%となっており、大阪府域平均の10.2%を下回っていますが、全国平均の4.2%を上回っています。また、借家については、豊能地域で16.7%、三島地域で16.8%となっており、大阪府平均の20%を下回っていますが、借家における良質な住宅ストックが形成されていません。

◆本区域における新耐震基準(昭和56年)以前の住宅は、住宅ストックの33%を占めており、大阪府域とほぼ同数です。

◆大阪府全域でのマンションストックは、平成20年度末において約60万戸と推計されますが、今後、更新時期を迎える分譲マンションが増加してくるものと予想されます。

(2) 住宅地

◆本区域では、昭和30年代より、千里ニュータウンを始め郊外における大規模な住宅地が整備されてきました。開発面積が5ha以上の開発許可や土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地は、現在の市街化区域の約1割ですが、平成17年における居住人口は本区域人口の3割を超えており、多数の府民がこれら郊外住宅団地に居住されています。

◆これらの郊外住宅地における高齢化率は、本区域における高齢化率を若干下回っていますが、住宅地によっては大幅に上回っているところもあります。

郊外住宅団地の高齢化率:16.9%(H17)

本区域の高齢化率:17.4%(H17)

千里ニュータウンの高齢化率:26.2%(H17) (H22.4では30.1%)

◆これらの開発地における駅勢圏内外の人口は、概ね半分ずつですが、高齢化率については、駅勢圏の方が駅勢圏外よりも3%程度高くなっています(このことは、鉄道駅周辺部より、開発が実施され、縁辺部に開発が拡大されてきたといった経緯も考えられます)。また、大阪都心から遠い山麓部における開発地等においては、高齢化率が高い傾向にあります。

◆千里ニュータウンにおいては、千里ニュータウン再生指針を平成19年10月に策定し、様々な取り組みが実施されています。

千里ニュータウンの大半は駅勢圏内にあるなど、公共交通の利便性が非常に高い地域であり、千里中央地区における都市再生緊急整備地域の指定や、社宅跡地等の開発等による建替事業により、平成17年から平成22年までの5年間において、人口は横ばいとなりましたが、高齢化の進展や世帯数の増加が進んでいます。

◆高度経済成長期に阪急宝塚線・京都線、JR東海道本線の沿線等に木造密集市街地が形成されてきました(p.34「5-4.都市防災に関する方針」も参照下さい)。

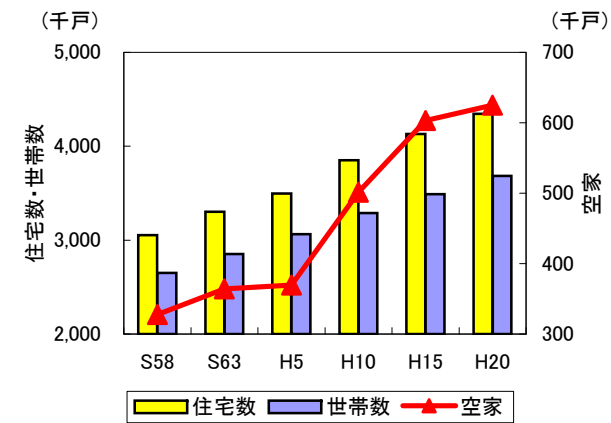


図5-5-1 大阪府域の住宅数・世帯数・空家の推移

出典:各年住宅・土地統計調査

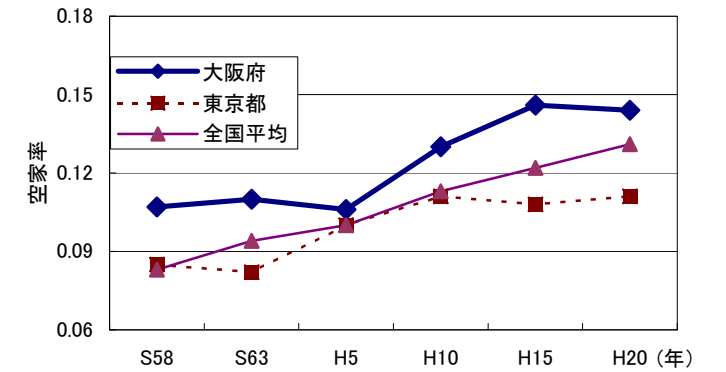


図5-5-2 空家率の推移

出典:各年住宅・土地統計調査

表5-5-1 地域別の空家率の推移

	豊能地域	三島地域
H10	12.1%	10.0%
H15	12.8%	11.1%
H20	13.3%	10.0%

出典:各年住宅・土地統計調査

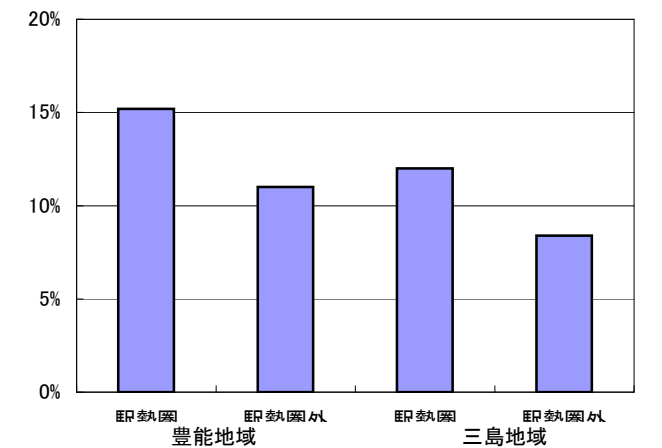
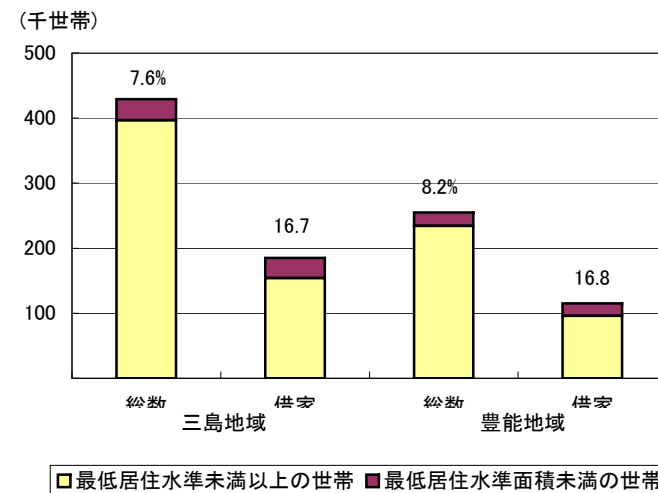


図5-5-3 空家率の状況(H15)

出典:平成15年住宅・土地統計調査



最低居住面積水準:世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準であり、4人家族の場合50㎡です。

図5-5-4 最低居住面積水準の状況(H20)

出典:平成20年住宅・土地統計調査

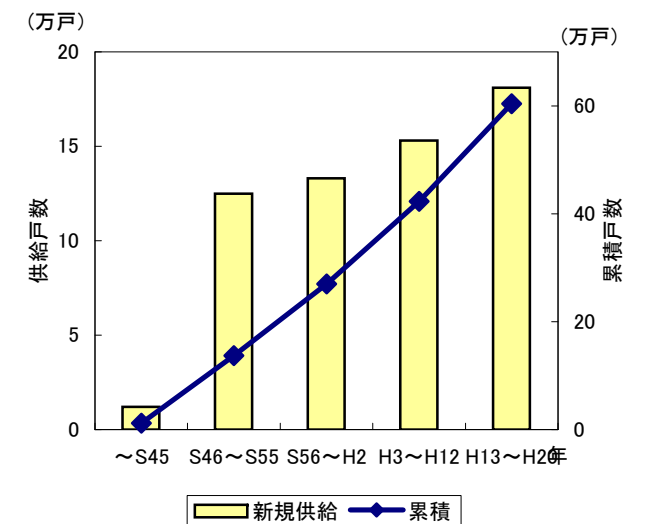


図5-5-5 マンションの状況(大阪府全域:推計値)

出典:建築着工統計、住宅・土地統計調査等により作成

## 2 現状を踏まえた課題

### (1)住宅

◆今後、本格的な人口減少社会の到来による住宅・住宅地需要の減少に伴い、空家や空地が増加することが懸念されます。

◆鉄道駅勢圏では、人口が集中しているにも関わらず、空家率が高い状況にあります。これら空家のリニューアル等を進める必要があります。

◆最低居住面積水準以下の居住世帯に対応するためのセーフティネットの構築が必要です。

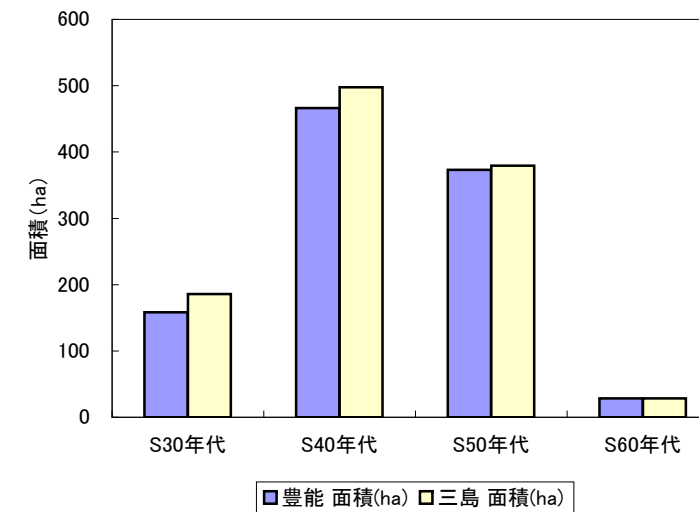
◆新耐震基準以前の住宅への対応が必要です。

◆更新時期を迎える分譲マンションへの対応が必要です。

### (2)住宅地

◆千里ニュータウンや大阪都心から遠い郊外住宅団地等では、高齢化率も高くなっており、空家や空地の増加や、これによる地域コミュニティの低下等が懸念されます。

◆木造密集市街地のうち、豊中市の一部522haにおいては、住宅市街地総合整備事業等を活用しながら、防災上必要な道路の整備や建築物の不燃化が進められていますが、対策が講じられていない密集市街地も数多く残っています(p.34「5-4.都市防災に関する方針」も参照下さい)。



注) 郊外住宅団地: 開発面積が5ha以上の土地  
地区画整理事業、開発許可、道路位置指定による開発、公営住宅を対象としています。

図5-5-6 郊外住宅団地の整備状況

出典: 大阪府

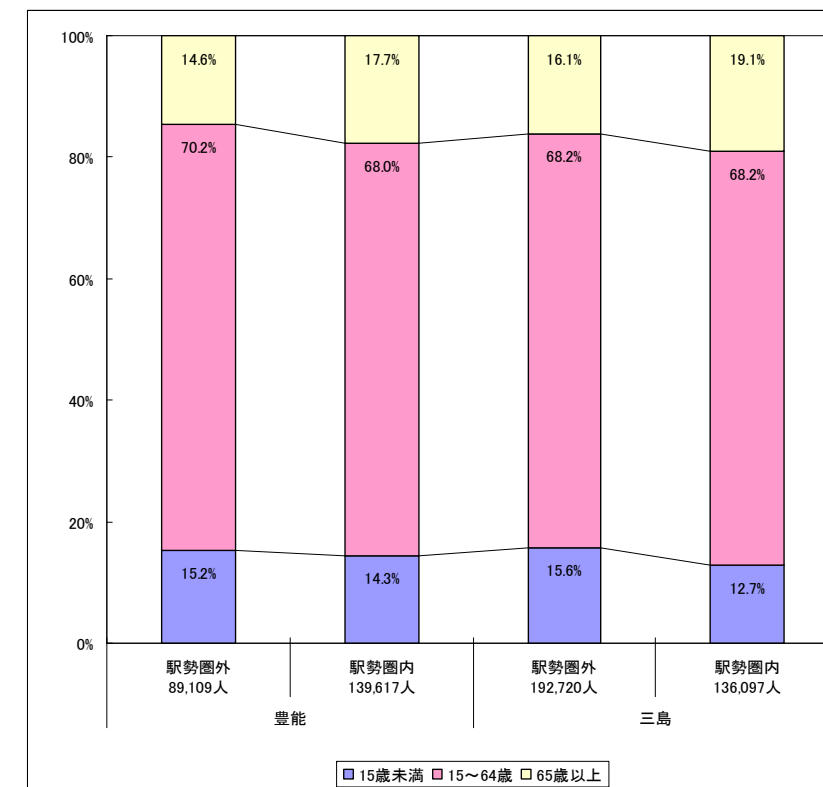


図5-5-7 郊外住宅団地の年齢構成(H17)

出典: 国勢調査



### 3 今後の方針

#### (1)住宅

◆住宅セーフティネットの構築、民間住宅市場の環境整備、木造密集住宅市街地の再整備など、超高齢社会・人口減少社会における新たな住宅まちづくり政策の再構築を行うため、住宅まちづくりマスタープランの改定を進めます。

#### (2)住宅地

◆千里ニュータウンの再生にあたっては、住民・事業者・行政といった様々な主体同士の協働のため「千里ニュータウン再生指針」を活用します。なお、この再生の取り組みを検証し、他の郊外住宅団地の再生を促進することが望まれます。

◆郊外住宅団地については、入居時期や住宅敷地面積等によって、顕在化している問題が異なっているものと考えられます。このため、千里ニュータウンや泉北ニュータウン、香里団地等の他の住宅団地の再生の方法を参考にするとともに、地域の実情に応じた対応の検討が必要です。

◆人口減少等に伴い生じた空家や空地を活用し、住みやすい空間を形成するため、みどりの確保や福祉・生活サービス機能等への転換を図ることが必要です。

◆密集市街地と考えられる地域を抱える各市は、大阪府防災都市づくり広域計画を踏まえ、災害危険度判定調査等を実施することにより、この結果を公表するとともに、災害に対して危険な市街地を特定し、特定防災街区整備地区の指定等により、建築物の建て替えを適切に誘導し、市街地の不燃化に努める必要があります(p.34「5-4.都市防災に関する方針」も参照下さい)。

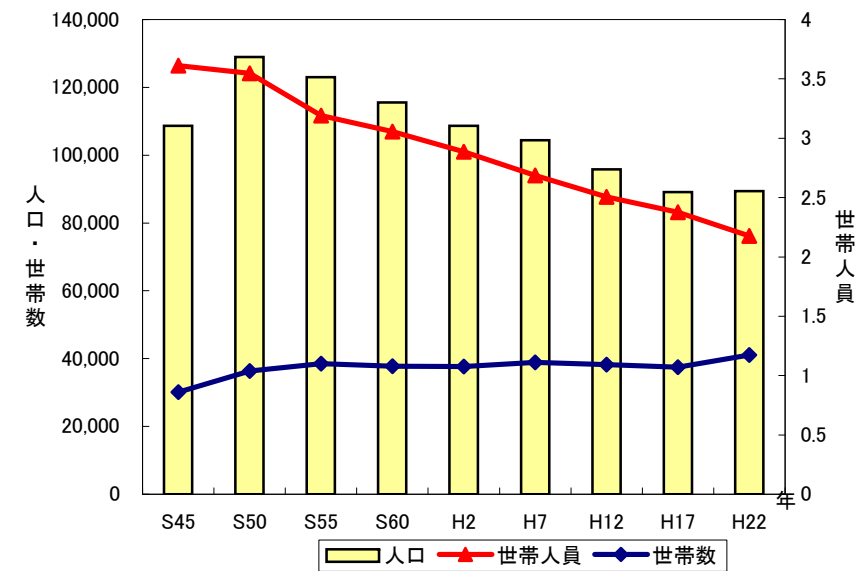


図5-5-8 千里ニュータウンの人口・世帯数の推移

出典：国勢調査・住民基本台帳より作成

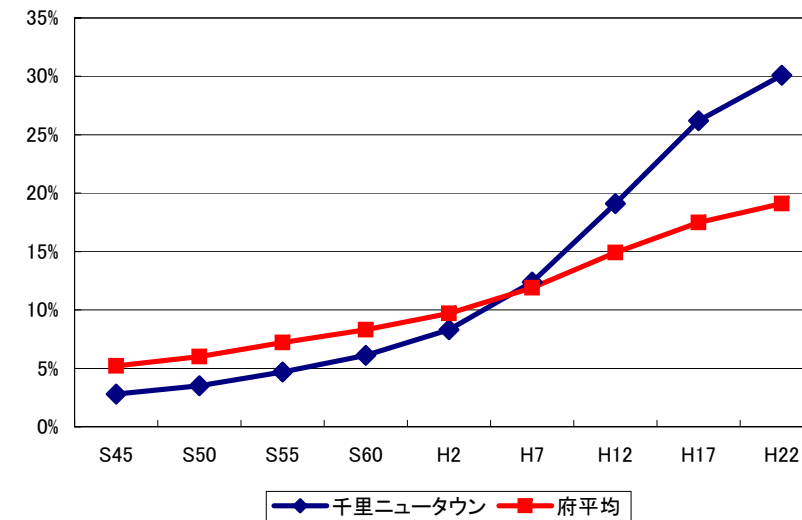


図5-5-9 千里ニュータウンの高齢化率の推移

出典：国勢調査・住民基本台帳より作成

#### 関連する計画

- ・大阪府住宅まちづくりマスタープラン(大阪府住生活基本計画)(改訂作業中)
- ・大阪府高齢者・障がい者住宅計画(改訂作業中)
- ・災害に強いすまいとまちづくり
- ・大阪府インナーエリア再生指針
- ・大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン
- ・大阪府営住宅ストック総合活用計画
- ・千里ニュータウン再生指針 等

## 用語集

語句	意味
あ行	
駅密度	単位(人口、面積)当たりの鉄道駅の数。
汚濁負荷量	水質を汚濁する物質の総量をいい、主としてBOD、COD、SSの1日当たりのトン数で表される。濃度汚濁負荷量＝水質(汚濁濃度)×水量(排出流量)によって算出される。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
大阪産(もん)	大阪府で栽培される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品。
オンデマンドバス	利用者の要望(デマンド)に応じて停留所に呼び寄せたり停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス。
か行	
街区	道路により区画された一団の宅地または画地。
学研都市	文化・学術・研究の新しい拠点づくりを目的として、大阪府、京都府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵に建設されている関西文化学術研究都市のこと。
危険度評価	地震、水害、火災等の災害における危険性の度合いを示すこと。
既成市街地	一般には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域をいう。都市計画法による既成市街地においては、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。これは、市街化区域を設定する基準のひとつとなる。
既成都市区域	近畿圏整備法(昭和38年)に基づき、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。
既存集落	市街化調整区域において自然的社会的条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域。
既存不適格建築物	建築基準法およびこれに基づく命令もしくは条例の規定の施行または適応の際、現に存在している建築物、敷地または建築・改築・修繕・模様替の工事中の建築物とその敷地がこれらの規定に適合していないときは、その部分についてその規定は適用されない。そのため、違反建築物にはならず、当面適法扱いとされる。このような建築物を一般に既存不適格建築物とする。
京都議定書	1997年12月に京都で開催された、気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本においては2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年比で6%削減する。
近郊整備区域	既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域。
近郊緑地保全区域	大都市圏の秩序ある発展に寄与するため、良好な自然環境を有する緑地を保全しようと設けられた区域。
区域区分	道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域(すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)とに区分することができる制度。市街化調整区域では、開発許可制度により、目的・用途など一定の条件を備えた開発事業でなければ許可されず、無秩序な市街地形成を抑制する。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項(行為ごとの景観形成基準)等を定め、届出勧告制(建築物及び工作物の形態意匠(色彩やデザイン)については変更命令制)により、景観上の規制を行う。
景観行政団体	景観計画の策定等景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体であり都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村を指す。
景観地区	市町村が、都市計画区域(又は準都市計画区域)の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さに関する一定の制限を定めることにより、景観形成を図る区域。
交通環境家計簿	交通手段別の移動行動を記録することによって、二酸化炭素の排出量を計算することが可能となるもの。過度の車の利用を控え、電車やバス、徒歩や自転車を利用するといったエコライフを実践することにより、二酸化炭素の排出量をどの程度削減できるかについて、数字で確認することができる。このエコライフの実践は家計の節約にもつながる。
交流人口	その地域を訪れる(交流する)人のこと。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高齢人口	65歳以上の人口
合流式下水道	雨水と汚水を同じ管渠で排除する下水道のこと。
混合系用途地域	誘導すべき用途が住宅、店舗、工場などが混合する用途地域。
カーボンマイナス	二酸化炭素の排出量に対して行う植林、自然エネルギーの利用、排出権取得等による吸収量が上回っている状態のこと。
クールスポット	緑地・水辺等の設置により、日光の遮蔽や葉部による蒸散冷却作用等で地表面等の温度が周辺部より低くなり、体感温度も低くなる空間。
コミュニティ	共同体。地域社会。生活共同体。
コンパクトシティ化	鉄道駅周辺において、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、生活に必要となる諸機能が近接した効率的で持続可能な都市(コンパクトシティ)に進めていくこと。

さ行

語句	意味
再生可能エネルギー	再生が可能なエネルギーのことで、半永久的に利用できる。太陽光、風力、水力、波力等が該当する。資源を枯渇させずに利用可能であるため、石油、天然ガス、石炭等の枯渇性燃料が持つ有限性への対応、地球温暖化の緩和策などとして、有効性と必要性が指摘されており、近年利用が活発になっている。
最低居住面積水準	住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針として、国が住生活基本計画において定めている指標。世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準のこと。4人家族の場合、住戸専用面積は50平方メートルと設定されている。
災害危険度判定調査	市街地が潜在的に有している地震に対する危険性を都市レベル、地区レベルから総合的に判断するための調査。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
市民農園	都市住民が余暇活動として行う作物栽培のための農園。円滑な整備を促進するため、1990年(平成2年)に市民農園整備促進法が公布された。
市民緑地	地方公共団体等が土地所有者等と契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。その土地等に緑地または緑化施設を設置して住民の利用に供することにより、都市内の貴重な緑とオープンスペースを確保しようとするもので都市緑地法で制度化されている。
指定容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。用途地域内において都市計画で定められた容積率。用途地域の指定のない区域内においては特定行政庁が定めた容積率。
施設緑地	都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地(借地等も含む)。
事業スキーム	スキームとは「枠組みを伴った計画」、「計画に伴う枠組み」のこと。事業スキームとは、「事業の枠組みを表す計画」のことをいう。
治水安全度	治水計画における河川の安全の度合い。
自然公園	自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園および条例に基づいて指定された都道府県立自然公園をいい、すぐれた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。
住区基幹公園	「基幹公園」のうち、主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な利用に供するために、近隣住区を計画単位として配置されるものをいい、その機能から街区公園、近隣公園、地
住宅セーフティネット	経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策のこと。
循環型社会	大量消費を前提としたこれまでの社会構造に対し、製品の再生利用や再資源化を進めて、新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会構造のこと。
省エネ法	エネルギーの使用の合理化に関する法律。石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的に制定された。
新市街地	市街化区域及び用途地域指定区域内において、計画的な面整備を行なった区域であり、DID区域ではないものを指す。
水源涵養	樹木及び地表植生などにより降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能。過水の緩和や洪水の防止のはたらきがある。
生活行動圏	日常生活(買い物、通院、通学等)を行うにあたっての行動範囲を示す圏域。市町村の行政範囲とは必ずしも合致しない。
生駒山系花屏風構想	大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で、ヤマザクラなどの花木や、イロハモミジなど紅葉の美しい樹木を植樹し、生駒山系に四季折々の彩りをもたせ
生産年齢人口	15歳～64歳の人口
生産緑地	生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するため都市計画に定めるもの。
生物多様性	地球上には様々な環境があり、それぞれに適応した多様な生物が存在し、それらがつながりあっていること。生物多様性基本法(2008年)が施行され、地域の特性に応じた、野生生物や生態系の保全、それらのつながりの確保が求められている。
専用系用途地域	誘導すべき用途が住宅、店舗、工場など単一である用途地域。
シームレス	「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。具体的には、バリアフリー対策、同一ホームによる乗り換え、相互直通運転転化、接続ダイヤの設定、乗継運賃割引の拡大、共通乗車券の設定等がある。
スーパー堤防	大都市地域を後背地に抱える大河川において整備される、計画規模を上回る洪水が発生しても、破堤による壊滅的な被害を回避できるような傾斜が緩く幅の広い堤防。高規格堤防とは、通常の土地利用が可能。
スカイライン	空を背景とした山や建物の輪郭線のこと。
セミパブリック空間	民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地などがあり、さらに森林や農地等についても環境・防災といった公益的な機能を確保する空間として捉える

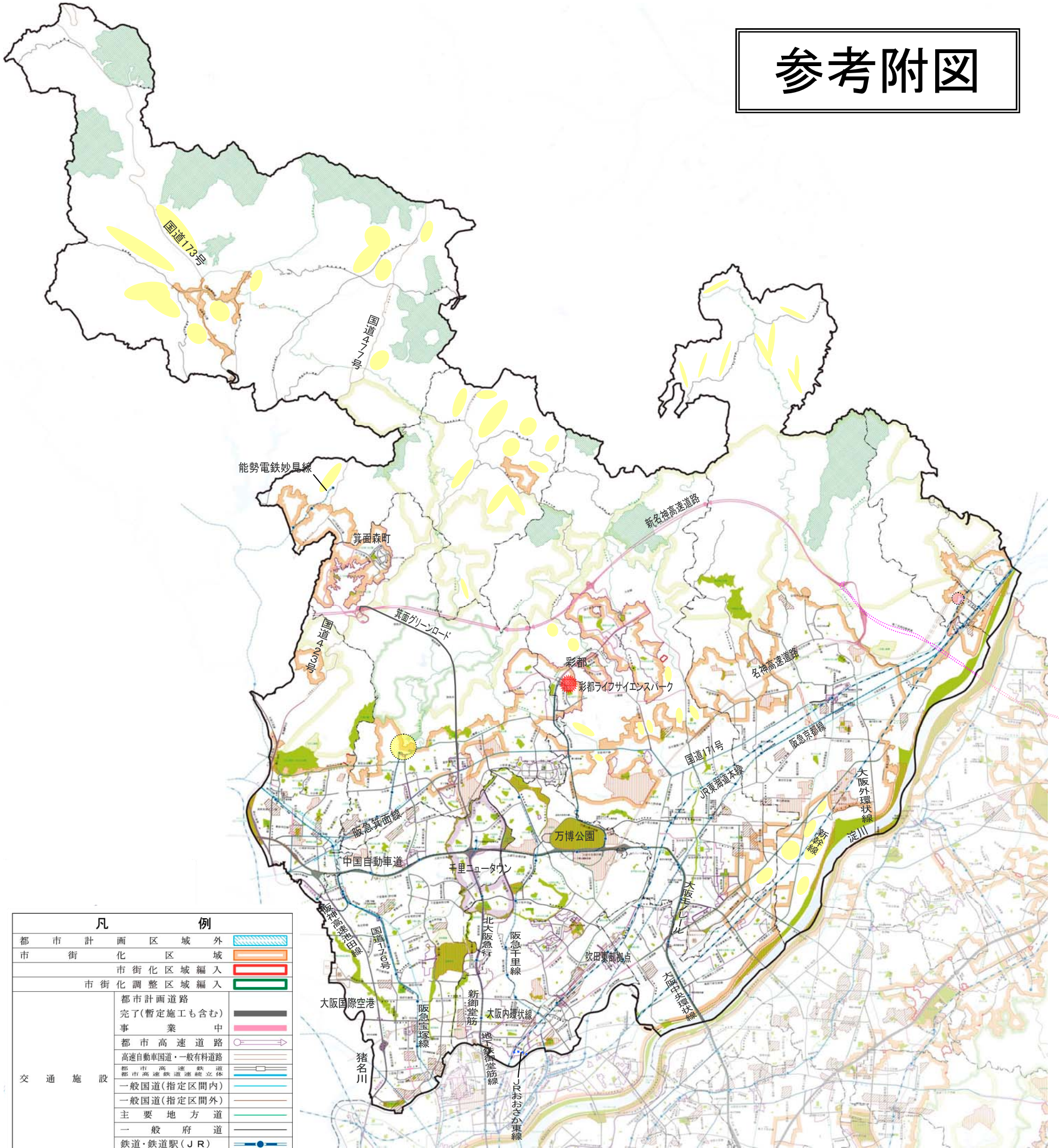


	語句	意味
た行	大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊戯場、その他これらに類する用途に供する建築物の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。
	地域制緑地	森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑
	地球環境問題	オゾン層破壊や酸性雨、砂漠化問題など地球規模で広がる環境問題。中でも、地球温暖化問題は、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、これにより地球規模で気温が上昇する等、様々な現象を引き起こすことから、全地球的な影響が懸念されている。
	地区計画	都市計画区域内の土地を適正な制限のもとに、地区の特性に応じた良好な環境を整備・保全するための計画。土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途や形態、公共施設の配置等を定め、計画的な土地利用を誘導する。
	昼間人口	従業者又は通学者の仕事・通勤している場所における人口
	昼夜間人口比率	常住人口100人当たりの昼間人口の割合
	超高齢社会	一般に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでおり、更に今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会のこと。
	長寿命化	施設の寿命を延ばすこと。今後、老朽化する施設が増加に対応するため、予防的な修繕や計画的な機能更新を行うことにより、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減すること
	低・未利用地	土地利用がなされていないもの。または、土地の管理水準が低下し、本来の利用形態がなされていないものをいう。(遊休農地や放置森林については、「農地」「森林」の区分で示しており、ここでは除く)
	低炭素社会	生活の豊かさの実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。具体的には、社会の隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会。
	定住人口	その地域に定住(居住)している人口のこと。
	都市ストック	都市における、現在及び次世代への資源・財産となるもの。道路・公園・上下水道等の都市施設のほか、居住・商業・業務等の都市機能や、景観・歴史・文化の都市の資源も含む。
	都市基幹公園	「基幹公園」とは、都市住民の日常生活に密接した利用に供するため設けられる基本的な公園をいう。そのうち都市を計画単位として配置されるものを「都市基幹公園」といい、その機能から総合公園、運動公園に区分される。
	都市計画基礎調査	都市計画法第六条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについて調査するもの。
	都市再生緊急整備地域	都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。
	土砂災害特別警戒区域	「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。 ※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
	土地区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整宅地の利用の増進を図る
	特定防災街区整備地区	都市計画上の地域地区の一つで、位置、区域、面積、建築物の最低敷地面積、壁面線の位置の制限(必要な場合に限る)、間口率の最低限度及び高さの最低限度(必要な場合に限る)を定めることができる。
	特別用途地区	用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護等を図るため都市計画法に基づく地域地区の一つとして定める地区。
	特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区。
	特例市	政令で指定する人口二十万以上の市
な行	内水ハザードマップ	下水道の雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水の予想区域や避難所などの情報を示したマップのこと。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された地
	農空間保全地域	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池など農業用施設が一体となったところ。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域。
は行	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質(SPM)のうち、粒径が2.5μm以下のものをいう。微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。(PM2.5)
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10マイクロメートル以下のもの。(SPM)
	分流式下水道	雨水と汚水それぞれを別の管渠で排除する方式。
	放置森林	平成19年8月に策定した「放置森林対策行動計画」において、対象とする森林を、『①間伐が遅れて林内が暗く、土壌の流出などが見られる人工林 ②過密になり隣接する森林に拡大している竹林』としている。

	語句	意味
	防火・準防火地域	都市計画区域内では、都市防災上の観点から建物の構造に制限が加えられる場合があり、用途地域とは別に定められる。建物の規模に応じて耐火建築物としなければならないもの、耐火建築物または準耐火建築物にするもの、木造建築物でも良いものが規定されている。
	パーソントリップ調査	人の属性(職業、年齢、性別等)、交通目的、交通機関との関連において、人の交通の起終点を調査するもの。
	ハイウェイ・オーソリティ構想	都市圏高速道路の一元化構想。都市圏高速道路の管理経営主体を立上げ、都市圏高速道路ネットワークを一元管理し、地域が独自の料金体系を設定し、生み出される料金収入により戦略的に道路整備を実施する。経営主体は、地域によるガバナンス、マネジメントのもとで料金徴収や整備順位の決定・実施の責任を負う。
	ヒートアイランド	都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・コンクリートで覆われていること等から、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる
ま行	みどり	周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなども含む。
	みどりの風の軸	海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形とみどりがもつヒートアイランド現象の緩和効果を活かして、河川や道路などの空間ならびにその周辺をみどりでつなぐことにより形成
	みどりの風促進区域(仮称)	主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸や拠点とし、周辺の民有地を含め特に重点的に緑化等の施策を推進する区域。軸となる都市施設等を中心に民有地と一体で緑化空間を創出するなど、区域内の実感できるみどりの充実を図り、みどり豊かなセミパブリック空間を重点的に創出する。
	木造密集市街地	幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていなかったり全く接道していないか小規模な敷地が多く、また耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴を持つ市街地のこと。
	モビリティマネジメント	個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした施策。具体的には、渋滞や環境問題、個人の健康といったことに配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車などを使う方向へ転換していくことなどを指す。
や行	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。
	遊休農地	農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。
	用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。
ら行	緑被率	樹林・樹木及び芝生等の草地で被われた面積の土地の割合。 (樹林・樹木の樹冠投影面積+草地面積)÷土地の面積 この面積には、人工的に作った植栽基盤(屋上、駐車場等)の緑化面積も含まれる。
	歴史街道	街道とは、ある場所とある場所をつなぐ道路のことであり、古代から様々な街道が津々浦々まで張り巡らされている。このような街道を歴史街道という。京都と大坂とを結ぶ京街道や高野山の参詣道として活用された高野街道、日本最古の官道とされている竹内街道等が有
	ライフサイクルマネジメント	ライフサイクルにわたって、効用の創出・向上ならびに費用の削減を総合的に行うとともに、CO2削減も考慮し、最適な代替案を選択しながら管理すること。
	ライフスタイル	仕事への取組や暮らし方など、それぞれの価値観に基づいて主体的に選択される生活の様式、生き方をいう。
	ランドマーク	土地上の目印のことで、方向を見定める場合の手軽な道案内としての役割だけでなく、その都市や地域のイメージや景観を決定付けるものにもなっている。必ずしも高層建築物や新しいものばかりでなく、山等の自然物やその地域の歴史的建造物なども含まれる。
わ行	輪中堤	ある特定の区域を洪水から防御するためにその土地の周囲を囲って築造される堤防。
	BOD	Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。水質汚濁の重要な指標の一つ。溶存酸素のもとで、水中の分解可能な有機物質が生物化学的に酸化される際に要する酸素量をいい、mg/Lで表される。
	COD	Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略。水中の有機物などが過マンガン酸カリウムなどの酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量で、水質汚濁を測る代表的な指標である。この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。
	NPO	Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行なう
	PDCA	計画(Plan)ー実行(Do)ー事後評価(Check)ー措置(Act)の継続的な繰り返し。



# 参考附図



凡 例		
都市計画区域外		
市街化区域		
市街化区域編入		
市街化調整区域編入		
交通施設	都市計画道路 完了(暫定施工も含む)	
	事業中	
	都市高速道路	
	高速自動車国道・一般有料道路	
	都市高速鉄道	
	一般国道(指定区間内)	
	一般国道(指定区間外)	
	主要地方道	
	一般府道	
	鉄道・鉄道駅(JR)	
鉄道・鉄道駅(私鉄等)		
公共空地	都市計画公園・緑地	
	都市計画墓園	
市街地開発事業	土地区画整理事業	
	新住宅市街地開発事業	
その他	市街地再開発事業	
	下水処理場	
近畿圏整備法による	流通業務団地	
	近郊緑地保全区域	
自然公園法による	国立公園	
	府立公園	
広域避難地		
密集市街地と考えられる地域		
市街化区域への編入を保留する区域		
産業拠点		
府民の森		
石畳と淡い街灯まちづくり支援事業実施地区		
密集市街地(重点整備地区)		
農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域		

この図面に表示する区域・地域・地区界の境界線及び都市計画施設の位置については、おおむねの場所を表示したものですので、詳しくは都市計画の図書等により確認してください。

(平成22年7月1日現在)